さいたま市商店街環境整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任意商店会)

第2条 要綱第2条に規定する一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等を行うことを目的に任意に組織された事業者の団体(以下この条において「任意商店会」という。)のうち、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗及びさいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第2条第1号に規定する特定商業施設(以下この条においてこれらを「大型商業施設」という。)において、複数の区画の借主で形成される平成16年4月1日以後に発足した任意商店会は除くものとする。ただし、同年3月31日以前に発足した任意商店会の構成員が、再開発事業等の理由により大型商業施設へ入居し、当該構成員が主体となって新たに発足した任意商店会は、この限りでない。

(補助対象要件)

- 第3条 要綱第3条第1項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる共同施設の要件は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 街路灯
 - ① 構成員の名称等を表示する看板等の設置に要する経費は、補助の対象としない。
 - ② ランプの交換、灯具清掃等、定期的な維持管理に係る経費は、補助の対象としない。ただし、既存街路灯ランプからLEDランプへの交換は、この限りでない。
 - (2) カラー舗装

インターロッキング材舗装と同程度又は同程度以上の材質を有するものと する。

- (3) 商店街カード機器等の情報化施設
- ① 商店会が販売促進、顧客管理等のために実施する情報化共同事業において、 必要とする次の機器等の整備に限るものとする。
 - ア ホストコンピューター
 - イ 個店端末装置
 - ウ ハードウェアシステム構築物 (ラインを含む。)
 - エ アからウまでのものと一体となったソフトウェア オペレーションシステム及びシステムプログラム購入費用 (パッケージソフトに限る。)、システムプログラムカスタマイズ費用、システムセットアップ及びインストール等の手数料並びにソフトウェア開発委託費及び開発取得に要する経費
- ② 個店端末装置等の設置については、補助事業者と構成員間における管理体制 を明確にしなければならない。
- ③ 顧客に配布するカード、保守料等は、補助の対象としない。

(4) 防犯カメラ

- ① 商店会が保安の維持のために実施する防犯共同事業において、必要とする屋外設置カメラ、録画機器(ラインを含む。)の整備に限るものとする。
- ② 防犯カメラの運用に当たっては、さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(平成27年3月策定。以下「ガイドライン」という。)にのっとり、設置運用規程を定め、個人のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれがないように、十分配慮しなければならない。
- ③ ガイドラインにのっとり、録画済テープ等は、一定期間経過後、当該録画内 容を削除するものとする。
- ④ 録画用テープ、保守料等は、補助の対象としない。
- (5) 自動体外式除細動器 (AED)
- ① 商店会が安心・安全の維持のために実施する社会的課題対策事業において、 必要とする自動体外式除細動器 (AED) の整備に限るものとする。
- ② 自動体外式除細動器 (AED) の設置にあたっては、設置場所を固定し、使用時以外は、設置場所に常在させなければならない。
- 2 要綱第3条第1項の規定により共同施設を同一の場所に建替え若しくは再取得し、又は改修する場合は、その撤去にかかる経費は、含めるものとする。
- 3 共同施設の耐久性を向上させるための塗装に要する経費は、補助の対象とする。
- 4 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象外経費とする。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うものとする。

(資金の定義)

- 第4条 補助事業に係る収入のうち補助金により賄われる部分以外の資金の定義は、 次のとおりとする。
 - (1) 積立金 商店会が構成員等から事業費の支払日までに定期的に徴収するもので、負担者、負担内容等が明確なものをいう。
 - (2) 徴収金 商店会が構成員等から事業費の支払に際して臨時的に徴収するもので、負担者、負担内容等が明確なものをいう。
 - (3) 借入金 商店会が事業費の支払に際して借り入れるもので、借入者、借入先、借入内容、返済方法、返済負担者、返済負担内容等が明確なものをいう。
 - (4) その他の資金 前3号に掲げるもののほか、商店会が有する資金で、負担者、 負担内容等が明確なものをいう。

(業者選定の手続)

第5条 共同施設を建設し、又は取得する事業及び共同施設を改修する事業の内、L ED街路灯照明の付け替えに伴う灯具等の改修を実施する場合において、当該事業 の施工業者を選定するときは、業者選定委員会を組織し、次のとおり審議するもの とする。ただし、業者選定委員会を組織し、審議した当該事業を、翌年度以降も実 施する場合については、その限りではない。

- (1) 業者選定委員会は、商店会の構成員のうちから選出された委員5人以上をもって組織する。この場合において、当該事業の請負をする者及び当該請負をする者の関係者は、当該委員となることができない。
- (2) 業者選定委員会は、委員の過半数の出席をもって会議を開催し、出席委員の氏名及び会議における審議内容を記載した議事録を作成するものとする。
- (3) 業者選定委員会は、商店会の開催する総会の議決事項に基づき、当該事業の概要及び予定価額を決定するものとする。
- (4) 業者選定委員会は、当該事業の概要及び予定価額を3者以上の施工業者に提示し、提案書及び見積書をそれぞれ求めるものとする。
- (5) 施工業者の選定にあたっては、1社以上は、原則として市内業者(市内に本社を有する事業者をいう。)から選定しなければならない。
- (6) 第4号の提案書及び見積書は、施工内容、材料等が詳細かつ明確に判断できるものとする。
- (7) 施工業者の選定は、第4号の提案書及び見積書に基づき経済性、耐久性及び 事業効果を考慮して行うものとし、選定に当たっての具体的理由、経緯等につい て議事録に詳細に記載するものとする。
- 2 前項の規定による施工業者の選定に伴う契約及び当該事業に係る工事の開始は、 要綱第6条に規定する補助金交付決定後に行うものとする。

(交付申請の要件)

- 第6条 要綱第5条1項に規定する交付申請にあたって、以下の書類を添付するものとする。ただし、市長は状況に応じて必要がないと認めるときは、以下の添付すべき書類の一部を省略させることができる。
 - (1) さいたま市商店街環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業概要書
 - (3) 事業収支予算書
 - (4) 定款又は規約の写し
 - (5) 役員及び構成員の分かる書類(役員の分かる書類は「役職名」、「氏名」、「氏名」、「氏名」、「佐別」が記載されていること。)
 - (6) 補助事業の実施について総会の議決又は承認を経たことが明らかとなる書類
 - (7) 構成員負担分内訳及び事業実施同意書(共同施設の建設又は取得若しくは改修に要する費用を借入金又は徴収金により賄う場合に限る。)
 - (8) 道路法第32条の規定による道路占用許可書等の写し
 - (9) 事業実施地が民有地に係る場合は、当該土地の使用承諾を証する書類の写し
 - (10) 業者選定委員会の委員名簿、議事録の写し(共同施設を建設し、又は取得する場合若しくはLED街路灯照明の付け替えに伴う灯具等の改修を実施する場合に限る。)
 - (11) 工事ごとの内訳を明記した見積書の写し(共同施設を建設し、又は取得する場合若しくはLED街路灯照明の付け替えに伴う灯具等の改修を実施する場合は3者以上の見積書の写し)

- (12) 工事仕様書及び位置図、見取図、設計概要図等の図面類の写し
- (13) 防犯カメラ運用規程の写し(防犯カメラの場合に限る。)
- (14) 工事前の写真
- (15) 商店会の口座が確認できる書類
- (16) 商店会の前年度の事業報告に関する書類
- (17) 商店会の前年度の収支決算に関する書類
- (18) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第16号及び第17号に掲げる書類は、総会で承認されたものを提出すること。なお、総会前に交付申請する場合は前々年度の書類を提出すること。

(交付申請書の提出期限)

第7条 要綱第5条第2項に規定する交付申請書の提出期限は、原則として事業を開始する日の14日前までとする。

(変更申請の要件)

- 第8条 要綱第8条1項に規定する変更申請にあたって、以下の書類を添付するものとする。
 - (1) さいたま市商店街環境整備事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める申請の内容が分かる書類

(工事完成報告の要件)

- 第9条 要綱第10条1項に規定する工事完成報告にあたって、以下の書類を添付するものとする。
 - (1) さいたま市商店街環境整備事業工事完成報告書(様式第5号)
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 工事中及び工事完了後の写真
 - (4) 工事施工者の工事完了届の写し

(実績報告の要件)

- 第10条 要綱第11条1項に規定する実績報告にあたって、以下の書類を添付する ものとする。ただし、市長は状況に応じて必要がないと認めるときは、以下の添付 すべき書類の一部を省略させることができる。
 - (1) さいたま市商店街環境整備事業実績報告書(様式第6号)
 - (2) 事業概況書
 - (3) 事業収支決算書
 - (4) 補助事業に係る請求書の写し
 - (5) 補助事業に係る領収書(証)の写し
 - (6) 金融機関の口座振込による払込書の写し
 - (7) 借入先、借入内容等を証する書類の写し(借入を行った場合に限る。)
 - (8) その他市長が必要と認める書類

(遵守事項)

- 第11条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 周辺住民等との間で問題が生じないように調整等を行うこと。

- (2) 積立金、徴収金、借入金、その他の資金の管理は、金融機関の口座によることとし、これに係る通帳、証書、領収書等は要綱第15条第2項の規定により10年間保管すること。
- (3) 共同施設の建築又は取得に係る施工業者への支払は、金融機関の口座振込により行うこと。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成 2 4 年度以後の補助金について適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要領の規程は、この 要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市環境整備事業補助金の交付について 適用し、同日前のさいたま市環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例 による。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要領の規程は、この 要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市環境整備事業補助金の交付について 適用し、同日前のさいたま市環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例

による。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要領の規程は、この 要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市環境整備事業補助金の交付について 適用し、同日前のさいたま市環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例 による。

附則

- 1 この要領は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要領の規程は、この 要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市環境整備事業補助金の交付について 適用し、同日前のさいたま市環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例 による。